

3 裁決に不服があるときは

裁決の内容に不服がある場合には、土地収用法、行政不服審査法および行政事件訴訟法の定めるところに従って、審査請求あるいは訴訟をすることができます。

(1) 審査請求

収用委員会の裁決に不服がある場合は、損失の補償についての不服を除き、裁決書（正本）の送達を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

(2) 当事者訴訟

裁決のうち、損失の補償に関わる不服については、裁決書（正本）の送達を受けた日から6ヶ月（土地収用法第94条による裁決の場合のみ60日）以内に、裁判所へ訴えることができます。

この訴えは、滋賀県を被告とするのではなく、土地所有者または関係人が不服のあるときは起業者を被告とします。（起業者が不服のあるときは土地所有者または関係人を被告とします。）

(3) 抗告訴訟（裁決取消訴訟）

裁決のうち、損失の補償に関わる事項以外の不服については、裁決があったことを知った日から3ヶ月以内に、滋賀県を被告として裁判所へ訴えることができます。

損失の補償についての不服に関しては、当事者訴訟によってのみ争うことができ、審査請求や抗告訴訟（裁決取消訴訟）によって争うことができないので、ご注意ください。